

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年 5月22日
【会社名】	株式会社 ヤマコー
【英訳名】	YAMAKO Co., L t d .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 康博
【本店の所在の場所】	山形市鉄砲町二丁目13番18号
【電話番号】	023 ( 622 ) 5181 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 草刈 健
【最寄りの連絡場所】	山形市鉄砲町二丁目13番18号
【電話番号】	023 ( 622 ) 5181 ( 代表 )
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 草刈 健
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【提出理由】

当社の連結子会社である蔵王観光開発株式会社の平成26年5月20日開催の取締役会において、当社の索道事業を吸収分割により承継する分割契約を締結することを決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第15号の規定に基づいて臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該連結子会社の商号、本社の所在地、代表者の氏名

商号 蔵王観光開発株式会社  
本社の所在地 山形市鉄砲町二丁目13番18号  
代表者の氏名 代表取締役社長 小関 和夫

### (2) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本社の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社ヤマコー  
本社の所在地 山形市鉄砲町二丁目13番18号  
代表者の氏名 代表取締役社長 平井 康博  
資本金の額 1,050,000千円  
純資産の額 3,806,636千円  
総資産の額 13,497,017千円  
事業の内容 不動産事業、索道事業、スポーツ施設業、物品販売業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(単位：千円)

決算期	株式会社ヤマコー		
	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	2,507,544	2,652,520	2,612,958
営業利益	202,021	281,416	303,440
経常利益	114,977	211,468	226,520
当期純利益又は当期純損失 ( )	1,280,890	103,332	162,345

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の氏名又は名称	持株数の割合
山交社員会	21.4%
山形放送(株)	5.3%
山形トヨタ自動車(株)	5.0%
鈴木 恒吉	4.1%
鈴木 吉徳	3.0%

当該連結子会社との間の資本的関係、人的関係及び取引関係

資本的関係 当該連結子会社の株式を99.7%保有しております。

人的関係 役員3名と監査役1名が兼務しております。

取引関係 索道事業に係る施設の賃借等の取引があります。

### (3) 当該吸収分割の目的

蔵王観光開発株式会社の財務体質の改善を図るとともに、索道事業において、より効率的な運営を行うためであります。

(4) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

当該吸収分割の方法

当社を分割会社とし、蔵王観光開発株式会社を承継会社とする吸収分割であります。

当該吸収分割に係る割当ての内容

蔵王観光開発株式会社が本分割に際して、対価として同社普通株式190,000株を当社に割当てする予定であります。

その他の吸収分割契約の内容

イ. 分割の日程

分割契約承認取締役会 平成26年5月20日

吸収分割契約締結日 平成26年6月4日(予定)

吸収分割の効力発生日 平成26年10月2日(予定)

なお、本分割は会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

ロ. 吸収分割により増減する資本金

本件分割により蔵王観光開発株式会社の資本金の増減はありません。

ハ. 承継会社が承継する権利義務

分割契約書の記載に従って、当社が平成26年9月30日に有する資産、負債及び権利義務の一部を承継する予定であります。

(5) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(6) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本社の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容(平成26年10月2日(予定))

商号	蔵王観光開発株式会社
本社の所在地	山形市鉄砲町二丁目13番18号
代表者の氏名	代表取締役社長 小関 和夫
資本金の額	95,000千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	索道事業

(7) 吸収分割に係る割当ての内容が当該吸収分割承継会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債又は持分以外の有価証券に係るものである場合当該有価証券の発行者についての事項

該当事項はありません。